５項」を「法第31条の４第３項」に改め、「親法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」を加え、「金融商品取引法第31条の４第６項」を「同条第４項」に改め、「子法人等をいう」の次に「。以下この様式において同じ」を加え、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」を「金商業等府令」に改め、「主幹事会社をいう」の次に「。以下この様式において同じ」を加え、「並びに当該株券の引受けに係る」を「、当該株券の引受けに係る金商業等府令第153条第１項第４号ニに規定する」に、「発行価格の決定に当たり」を「当該発行価格の決定に当たり」に改め、同記載上の注意(13)１を次のように改める。

１　当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該発行に係る社債の申込期間中に、金商業等府令第313条第３項第３号の規定により当該発行に係る社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第二号の五様式記載上の注意(15)に次のように加える。

g　この届出書に係る社債券の募集について、当該社債券が金商業等府令第153条第１項第４号ニに掲げる株券等に該当することにより、提出会社の親法人等又は子法人等を主幹事会社とした場合には、その旨、提出会社と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該社債券の引受けに係る同号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の商号又は名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり提出会社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。

第二号の五様式記載上の注意(16)gを次のように改める。

g　当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　金商業等府令第313条第３項第３号の規定により当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を、当該信用格付業者が当該情報を公表する日から当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の振出日までの期間中に入手するための方法

当該発行に係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第二号の五様式記載上の注意(17)a及び(18)a中「方法、取得格付等」を「方法等」に改め、「記載すること」の次に「。また、信用格付に関する事項について、第二号様式記載上の注意(13)の１に準じて記載すること」を加え、同記載上の注意(23)gを次のように改める。

g　売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b)　当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーの申込期間中に、金商業等府令第313条第３項第３号の規定により当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーに関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

当該売出社債又は売出コマーシャル・ペーパーについて、提出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。

第二号の六様式中

財務上の特約（その他の条項）	
取得格付	

を

財務上の特約（その他の条項）

に、

保証の内容
取得格付

を

保証の内容	

に改める。

第七号様式中

準拠法及び管轄裁判所	
取得格付	

を

準拠法及び管轄裁判所

に改め、同様式記載上の注意(15)gを次のように改める。

q　当該発行に係る社債について、提出会社の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。

(a)　当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明